

# 柏市公的介護施設等開設準備等補助金交付要綱

制定 平成 22 年 3 月 23 日

施行 平成 22 年 3 月 23 日

## (目的等)

第 1 条 この要綱は、公的介護施設等の開設準備等を行う事業者に対し、柏市公的介護施設等開設準備等補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、公的介護施設等の円滑な開設等を図り、もって高齢者福祉の向上に資することを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱（平成 18 年 5 月 29 日付け老発第 0529001 号。以下「国実施要綱」という。）、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金交付要綱（平成 24 年 7 月 17 日付け厚生労働省発老 0717 第 2 号。以下「国交付要綱」という。）、千葉県介護施設等整備事業交付金実施要綱（平成 27 年 7 月 22 日制定。以下「県実施要綱」という。）、千葉県介護施設等整備事業交付金交付要綱（平成 27 年 7 月 31 日制定。以下「県交付要綱」という。）及び介護老人保健施設に係る施設開設準備事業等補助金交付要綱（平成 22 年 2 月 21 日制定。以下「老健開設準備要綱」という。）並びに柏市補助金等交付規則（昭和 60 年柏市規則第 29 号。以下「規則」という。）その他法令等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公的介護施設等 県実施要綱及び老健開設準備要綱により交付金の対象とされている施設をいう。
- (2) 公的介護施設等の開設準備等 別表の左欄に掲げる事業をいう。
- (3) 小規模多機能型居宅介護事業所 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 8 条第 19 項に規定する

- 小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所をいう。
- (4) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 法第 8 条第 2 3 項に規定する複合型サービスの事業を行う事業所をいう。
  - (5) 認知症高齢者グループホーム 法第 8 条第 2 0 項に規定する認知症対応型共同生活介護の事業を行う住居をいう。
  - (6) 小規模特別養護老人ホーム 法第 8 条第 2 2 項に規定する地域密着型介護老人福祉施設をいう。
  - (7) 広域型特別養護老人ホーム 法第 8 条第 2 7 項に規定する介護老人福祉施設をいう。
  - (8) 訪問看護ステーション 法第 8 条第 4 項に規定する訪問看護の事業を行う事業所をいう。
  - (9) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 法第 8 条第 1 5 項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を行う事業所（同項第 2 号に規定する訪問看護を行う事業所を除く。）をいう。
  - (10) 介護老人保健施設 法第 8 条第 2 8 項に規定する介護老人保健施設をいう。
  - (11) 介護予防・生活支援拠点 法第 1 1 5 条の 4 5 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の実施のために、高齢者の介護予防教室などの多様な集いの場や、見守りや安否確認などの生活支援の活動を行う拠点をいう。

（対象）

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、公的介護施設等の開設準備等を行う事業者（以下「補助事業者」という。）とする。

2 補助金交付の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は公的介護施設等の開設準備等とし、補助金交付の対象とする経費（以下「対象経費」という。）は別表の左欄に掲げる補助事業ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

（補助金の額）

第 4 条 補助金の額は、次に掲げる額のうちいずれか少ない額、かつ、県交付要綱に基づき市に交付される交付金の額の範囲内とする。この場合において、1,000円未満の端数があるときは、

その端数金額を切り捨てるものとする。

(1) 別表の左欄に掲げる補助事業ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる基準額

(2) 対象経費の10分の10の額

(3) 補助事業に係る総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人にあっては、寄付金による収入額を除く。）を控除した額

（申請書添付書類）

第5条 規則第2条第3項に規定する市長が別に定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 公的介護施設等開設等概要書

(2) その他市長が特に必要と認める書類

2 市長は、前項の添付書類の全部又は一部を省略することがある。  
（標準処理期間）

第6条 申請書の提出から補助金の交付の可否の決定までに要する標準的な期間は、30日とする。

（交付の条件）

第7条 規則第4条第1項第6号に規定するその他市長が必要と認める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 補助事業に要する経費について、それぞれの事業間の経費の配分の変更は承認しないものとする。

(2) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、市が行う契約手続の取扱いに準拠し、透明性の確保に努めること。

(3) 補助事業者が補助事業を行うために建設等の工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。

(4) 国実施要綱に基づく補助事業の場合にあっては、この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金の交付を受けてはならないこと。

(5) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならないこ

と。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

2 規則第4条第2項に規定する補助事業等の完了後においても従う事項は、次に掲げるものとする。

(1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

(2) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は速やかに市長に報告すること。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、市長に報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。

(3) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を、国実施要綱に基づく補助事業の場合にあっては交付金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間、また県実施要綱に基づく補助事業の場合にあっては補助事業完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管すること。

ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は国実施要綱に基づく補助事業の場合にあっては補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日の、また県実施

要綱に基づく補助事業の場合にあっては減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「耐用年数省令」という。）で定めている耐用年数を経過する日のいずれか遅い日まで保管すること。

（実績報告書添付書類）

第8条 規則第12条に規定する市長が別に定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助事業に係る職員の雇用を証する書類
- (2) 補助事業に係る契約書又はそれに代わるものの写し
- (3) 補助事業に係る納品書、内訳書の写し及びその写真
- (4) その他市長が特に必要と認める書類

2 市長は、前項の添付書類の全部又は一部を省略することがある。

（実績報告書提出期限）

第9条 実績報告書の提出期限は、対象事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は対象事業の完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（概算払）

第10条 市長は、必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することがある。

（処分の制限）

第11条 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、規則第17条に規定する市長の承認を受けずに、当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない財産とする。

ただし、国実施要綱に基づく補助事業の場合にあっては適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過したとき、また県実施要綱に基づく補助事業の場合にあっては耐用年数省令において定めがあるものにあつては、当該耐用年数を経過したときは、この限りでない。

2 前項の規定により、市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を市に納付

させることがある。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年3月23日から施行し、平成21年5月29日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月5日から施行する。

別表（第2条第2号，第3条第2項，第4条第1号）

補助事業	基準額	対象経費
小規模多機能型居宅介護事業所の開所のための準備（開所6か月前の準備に必要な経費に限る。）	80万円に補助事業に係る小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用定員を乗じて得た額	対象事業に必要な需用費，使用料及び賃借料，備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。），報酬，給料，職員手当等，共済費，賃金，旅費，役務費，委託料又は工事請負費。ただし，別の負担金，補助金等において別途負担，補助等の対象とされる経費を除く。
小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用定員の増加のための準備（宿泊サービスの利用定員の増加の6か月前の準備に必要な経費に限る。）	80万円に補助事業に係る小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用定員の増加数を乗じて得た額	
看護小規模多機能型居宅介護事業所の開所のための準備（開所6か月前の準備に必要な経費に限る。）	80万円に補助事業に係る看護小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用定員を乗じて得た額	
看護小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用定員の増加のための準備（宿泊サービスの利用定員の増加の6か月前の準備に必要な経費に限る。）	80万円に補助事業に係る看護小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用定員の増加数を乗じて得た額	
認知症高齢者グループホームの開所のための準備（開所6か月前の準備に必要な経費に限る。）	80万円に補助事業に係る認知症高齢者グループホームの利用定員を乗じて得た額	
認知症高齢者グループホームの利用定員の増加のための準備（利用定員の増加の6か月前の準備に必要な経費に限る。）	80万円に補助事業に係る認知症高齢者グループホームの利用定員の増加数を乗じて得た額	
小規模特別養護老人ホームの開所のための準備（開所6か月前の準備に	80万円に補助事業に係る小規模特別養護老人ホ	

必要な経費に限る。)	一ムの入所定員を乗じて 得た額	
小規模特別養護老人ホームの入所定員の増加のための準備（入所定員の増加の6か月前の準備に必要な経費に限る。)	80万円に補助事業に係る小規模特別養護老人ホームの入所定員の増加数を乗じて得た額	
広域型特別養護老人ホームの開所のための準備（開所6か月前の準備に必要な経費に限る。)	80万円に補助事業に係る広域型特別養護老人ホームの入所定員を乗じて得た額	
広域型特別養護老人ホームの入所定員の増加のための準備（入所定員の増加の6か月前の準備に必要な経費に限る。)	80万円に補助事業に係る広域型特別養護老人ホームの入所定員の増加数を乗じて得た額	
訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置のための準備（開所6か月前の準備に必要な経費に限る。)	400万円に補助事業に係る訪問看護ステーションの施設数を乗じて得た額	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の開所のための準備（開所6か月前の準備に必要な経費に限る。)	1,330万円に補助事業に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の施設数を乗じて得た額	
介護老人保健施設の開所のための準備（開所6か月前の準備に必要な経費に限る。)	80万円に補助事業に係る介護老人保健施設の入所定員数を乗じて得た額	
介護予防・生活支援拠点の開設のための準備	300万円に介護予防・生活支援拠点の施設数を乗じて得た額	